

## 5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和4年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

### (1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

#### ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R4. 5.24	①令和4年6月1日現に在職する職員 (再任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。) ②令和4年6月2日から同年6月15日までに採用される職員 ③令和4年6月16日から同年6月30日までに採用される職員 ④令和4年7月1日から同年7月31日までに採用される職員 ⑤令和4年8月1日から同年8月31日までに採用される職員 ⑥令和4年9月1日から同年9月15日までに採用される職員	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和4年6月1日から同年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

#### イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R4. 12. 6	健康福祉局厚生院に所属する職員のうち特別養護老人ホームにおける業務に従事する看護師	厚生院附属病院の市立大学医学部附属病院化に伴い、看護師の勤務体制の見直しを行うもの
R5. 3.22	健康福祉局厚生院に勤務する職員のうち救護施設における業務に従事する看護師 子ども青少年局児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に勤務する職員のうち保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	厚生院附属病院の市立大学医学部附属病院化に伴い、看護師の勤務体制の見直しを行うもの 児童の安全確保と生活環境の向上を目的として、勤務体制の見直しを行うもの
R5. 3.23	(1) 消防局消防署警防地域第一課及び第二課に属する主査(地域安全等)及び主査(出張所) (2) 消防局救急部救急課に属する者(所属長が指定する者に限る。)	組織改正及び日勤救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
R5. 3.27	名古屋市立幼稚園のうち延長預かり保育実施の幼稚園に勤務する教育職員	延長預かり保育の開始時間及び終了時間の変更に伴い、規定を整備するもの

## (2) 職員の給与に関する条例関係

### ア 給与の調整額の承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項)

承認年月日	内 容
R4. 10. 4	給与条例附則第 18 項の規定の適用を受ける職員 (60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の給料月額が 7 割水準となる職員) の給料の調整額 (経過措置として支給している給料の調整額を含む。) について、100 分の 70 を乗じて得た額とするもの。また、暫定再任用職員に支給する給料の調整額について、従前の再任用職員と同様とするもの。

### イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容																		
R4. 10. 4	給与条例附則第 18 項の規定の適用を受ける職員	従前の制度における管理職手当の額に 100 分の 70 を乗じて得た額とするもの																		
	定年前再任用短時間勤務職員	別表第 6 (新設)																		
	(ア) 行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表 (3)、研究職給料表、医療職給料表 (2) 又は同給料表 (3) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 種</td><td>103,000 円</td></tr> <tr><td>2 種</td><td>95,000 円</td></tr> <tr><td>3 種</td><td>83,000 円</td></tr> <tr><td>4 種</td><td>73,000 円</td></tr> <tr><td>5 種</td><td>66,000 円</td></tr> <tr><td>6 種</td><td>61,000 円</td></tr> <tr><td>7 種</td><td>56,000 円</td></tr> <tr><td>8 種</td><td>50,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	1 種	103,000 円	2 種	95,000 円	3 種	83,000 円	4 種	73,000 円	5 種	66,000 円	6 種	61,000 円	7 種	56,000 円	8 種	50,000 円
	区分	額																		
	1 種	103,000 円																		
	2 種	95,000 円																		
	3 種	83,000 円																		
	4 種	73,000 円																		
	5 種	66,000 円																		
	6 種	61,000 円																		
7 種	56,000 円																			
8 種	50,000 円																			
(イ) 教育職給料表 (2) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 7 (新設)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9 種</td><td>73,000 円</td></tr> <tr><td>10 種</td><td>66,000 円</td></tr> <tr><td>11 種</td><td>56,000 円</td></tr> <tr><td>12 種</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>13 種</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>14 種</td><td>32,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	9 種	73,000 円	10 種	66,000 円	11 種	56,000 円	12 種	50,000 円	13 種	40,000 円	14 種	32,000 円					
区分	額																			
9 種	73,000 円																			
10 種	66,000 円																			
11 種	56,000 円																			
12 種	50,000 円																			
13 種	40,000 円																			
14 種	32,000 円																			
(ウ) 教育職給料表 (4) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 8 (新設)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9 種</td><td>71,000 円</td></tr> <tr><td>13 種</td><td>39,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	9 種	71,000 円	13 種	39,000 円													
区分	額																			
9 種	71,000 円																			
13 種	39,000 円																			
(エ) 医療職給料表 (1) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 9 (新設)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 種</td><td>111,000 円</td></tr> <tr><td>2 種</td><td>103,000 円</td></tr> <tr><td>4 種</td><td>87,000 円</td></tr> <tr><td>5 種</td><td>78,000 円</td></tr> <tr><td>6 種</td><td>72,000 円</td></tr> <tr><td>7 種</td><td>67,000 円</td></tr> <tr><td>8 種</td><td>61,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	1 種	111,000 円	2 種	103,000 円	4 種	87,000 円	5 種	78,000 円	6 種	72,000 円	7 種	67,000 円	8 種	61,000 円			
区分	額																			
1 種	111,000 円																			
2 種	103,000 円																			
4 種	87,000 円																			
5 種	78,000 円																			
6 種	72,000 円																			
7 種	67,000 円																			
8 種	61,000 円																			
暫定再任用職員	従前の再任用職員と同様とするもの																			

R4. 11. 15	厚生院管理部大学病院化推進室長	7種
R5. 3. 22	区役所及び区役所支所主幹(医務総括)	6種
	厚生院診療科部長(医療職給料表の職務の3級にある者に限る)	5種
	監査事務局主幹	7種
	教育委員会事務局指導主事(新たに採用されて指導主事に命ぜられた者で、行政職等給料表の職務の級5級にある者に限る。)	14種

ウ 宿日直手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第18条、宿日直手当規則第4条)

承認年月日	対 象	内 容
R5. 3. 22	厚生院に勤務する医師のうち、入所者の病状の急変に対処するために日直勤務又は宿直勤務をした者	勤務1回につき26,500円

**(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係**

(根拠規定 地公法第35条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年名古屋市条例第8号)第2条第3号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第2条第21号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	9